

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署における交通指導警察官の勤務等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「交通指導警察官」とは、警察署交通課（地域交通課を含む。）に勤務する警察官のうち、主として街頭における交通警察活動に従事する警部補以下の階級にある者をいう。

(任務)

第3条 交通指導警察官は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、次の任務を行うものとする。

- (1) 交通の指導取締り
- (2) 交通の整理
- (3) 交通情報の収集
- (4) 交通事故の処理
- (5) 交通信号機及び道路標識等の適正な維持管理

(交通警察官詰所)

第4条 交通指導警察官の勤務拠点として、別表のとおり交通警察官詰所（以下「交通詰所」という。）を設置する。

(交通要点の設定)

第5条 警察署長（以下「署長」という。）は、交通事故が多発している交差点を交通要点として設定するものとする。

(勤務の方法)

第6条 交通指導警察官の勤務の方法は、次のとおりとする。

- (1) 移動勤務 交通事故が多発している道路において、徒歩で移動しながら交通の指導取締り、歩行者等の保護誘導、障害危険物の排除、交通整理等を行う勤務
- (2) 要点勤務 交通要点において、交通の指導取締り、歩行者等の保護誘導及び交通整理を行う勤務
- (3) 機動勤務 道路において、車両を使用して、速度、追越し等の動的違反の指導取締り、マイク設備を活用した警告指導、歩行者等の保護誘導等を行う勤務
- (4) 特別勤務 主として特定違反を対象として行う交通検問、定置式速度取締り等の集団取締り及びその他署長の命ずる勤務

(勤務時間割等)

第7条 交通指導警察官の勤務時間割及び勤務方法は、署長が定めるものとする。

2 署長は、交通指導警察官の勤務について、前項の勤務時間割及び勤務方法に基づき、管内の交通実態に即した勤務例を定めるものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、臨時に勤務例の一部を変更することができる。

(勤務計画)

第8条 署長は、交通実態及び交通指導取締りの重点等を勘案して、交通指導警察官の勤務の方法、出退庁時刻、週休日等についての勤務計画をおおむね1か月ごとに定めるものとする。

2 署長は、重大交通事故の続発等交通情勢の変化が予想される場合は、前項の勤務計画を随時補正しなければならない。

(勤務配置)

第9条 交通指導警察官の毎勤務日の勤務配置は、交通課長（地域交通課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。

2 前項の勤務配置に当たっては、交通実態に即応した時間、人員等を指定して適正に行わなければならない。

3 警部補の階級にある交通指導警察官は、交通指導警察官の配置状況を勤務配置簿（別記様式第1

号)に記録し、交通課長に報告しなければならない。ただし、警部補の階級にある交通指導警察官の配置のない警察署にあっては、交通課長が記録しておくものとする。

(業務日誌)

第10条 警部補の階級にある交通指導警察官(配置のない警察署にあっては、交通課長)は、担当業務の遂行状況を業務日誌(別記様式第2号)に記録し、署長に報告しなければならない。

(勤務心得)

第11条 交通指導警察官は、勤務に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 府民の奉仕者であることを自覚し、洗練された態度を保持し、特に言葉遣いに配慮するとともに、服装及び姿勢を常に端正にすること。
 - (2) 管内の交通実態及び交通事故発生状況その他交通警察の任務遂行上必要な諸般の状況の把握に努めること。
 - (3) 交通の指導取締りに当たっては、軽微な違反についても看過することなく、その状態に応じた処理を適切に行うこと。
 - (4) 交通事故の現場処理に必要な書類、巻尺等を携行すること。
 - (5) 街頭活動における受傷事故の防止に配慮するとともに、取締資器材の積極的な活用に努めること。
- 2 交通指導警察官は、緊急を要する事案処理その他の理由により、指定された勤務拠点等を離れ、又は勤務を変更する必要があるときは事前に、事宜によっては事後速やかに、直属幹部に報告して指揮を受けなければならない。

(実施細則)

第12条 署長は、交通部長の承認を得て、この訓令の実施について必要な細則を定めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和45年3月1日から施行する。
(関係訓令の廃止)
- 2 交通専務員勤務規程(昭和30年大阪府警察本部訓令第14号)は、廃止する。
附 則(昭和49年7月19日本部訓令第26号)
この訓令は、昭和49年7月22日から施行する。
附 則(昭和50年3月28日本部訓令第10号)
この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。
附 則(昭和50年4月1日本部訓令第13号)
(施行期日)
- 1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。
附 則(昭和51年9月17日本部訓令第18号抄)
(施行期日)
- 1 この訓令は、昭和51年9月17日から施行する。
附 則(昭和52年4月1日本部訓令第8号)
この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。
附 則(昭和52年5月27日本部訓令第14号)
この訓令は、昭和52年5月27日から施行する。
附 則(昭和53年1月27日本部訓令第1号)
この訓令は、昭和53年2月1日から施行する。
附 則(昭和53年4月21日本部訓令第11号)
この訓令は、昭和53年4月21日から施行する。
附 則(昭和53年6月30日本部訓令第14号)
この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月8日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和54年6月8日から施行する。

附 則（昭和54年6月29日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和54年6月29日から施行する。

附 則（昭和55年2月1日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月26日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和55年12月26日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年5月15日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和56年5月15日から施行する。

附 則（昭和56年6月5日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年6月5日から施行する。

附 則（昭和57年1月29日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則（昭和57年2月26日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年8月20日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和57年8月20日から施行する。

附 則（昭和57年12月3日本部訓令第26号）

この訓令は、昭和57年12月3日から施行する。

附 則（昭和58年1月21日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月8日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則（昭和59年6月1日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月6日本部訓令第23号）

この訓令は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年11月22日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和59年11月22日から施行〔中略〕する。

附 則（昭和60年3月15日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和60年4月20日から施行する。

附 則（昭和60年7月12日本部訓令第25号）

この訓令は、昭和60年7月12日から施行する。

附 則（昭和60年11月29日本部訓令第37号）

この訓令は、昭和60年12月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日本部訓令第43号）

この訓令は、昭和60年12月27日から施行する。

附 則（昭和61年2月28日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和61年2月28日から施行する。

附 則（昭和61年11月21日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和61年11月27日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月8日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和62年5月11日から施行する。

附 則（昭和62年9月25日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年1月29日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月19日本部訓令第25号）

この訓令は、昭和63年8月19日から施行する。

附 則（昭和63年11月18日本部訓令第31号）

この訓令は、昭和63年11月18日から施行する。

附 則（平成元年2月10日本部訓令第3号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成元年2月13日から施行する。

附 則（平成元年3月28日本部訓令第7号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月26日本部訓令第16号）

この訓令は、平成元年6月4日から施行する。

附 則（平成2年3月23日本部訓令第8号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第11条中別表泉南警察署の款阪南インターチェンジ交通警察官詰所の項を削る改正規定は、平成2年3月29日から施行する。

附 則（平成2年6月15日本部訓令第12号）

この訓令は、平成2年6月15日から施行する。

附 則（平成3年1月18日本部訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成3年1月18日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用紙で残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則（平成3年5月31日本部訓令第16号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成3年9月20日本部訓令第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用紙で残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則（平成3年10月11日本部訓令第29号）

この訓令は、平成3年10月11日から施行する。

附 則（平成4年3月13日本部訓令第4号）

この訓令は、平成4年3月13日から施行する。

附 則（平成4年3月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日本部訓令第27号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年10月23日本部訓令第35号）

この訓令は、平成4年10月23日から施行する。

附 則（平成4年10月30日本部訓令第39号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成4年12月4日本部訓令第45号）

この訓令は、平成4年12月4日から施行する。

附 則（平成5年1月29日本部訓令第2号）

この訓令は、平成5年1月29日から施行する。

附 則（平成5年3月26日本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日本部訓令第32号）

この訓令は、平成5年12月24日から施行する。

附 則（平成6年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月13日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年1月13日から施行する。

附 則（平成7年3月31日本部訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月9日本部訓令第24号）

この訓令は、平成7年6月9日から施行する。

附 則（平成8年1月26日本部訓令第1号）

この訓令は、平成8年1月26日から施行する。

附 則（平成8年4月12日本部訓令第15号）

この訓令は、平成8年4月12日から施行する。

附 則（平成8年9月20日本部訓令第29号）

この訓令は、平成8年9月20日から施行する。

附 則（平成8年10月18日本部訓令第30号）

この訓令は、平成8年10月18日から施行する。

附 則（平成9年4月11日本部訓令第21号）

この訓令は、平成9年4月11日から施行する。

附 則（平成9年5月2日本部訓令第23号）

この訓令は、平成9年5月2日から施行する。

附 則（平成9年7月25日本部訓令第27号）

この訓令は、平成9年7月25日から施行する。

附 則（平成11年10月1日本部訓令第24号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月27日本部訓令第24号）

この訓令は、平成13年7月27日から施行する。

附 則（平成14年10月25日本部訓令第34号）

この訓令は、平成14年10月25日から施行する。

附 則（平成15年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月15日本部訓令第22号）

この訓令は、平成15年8月15日から施行する。

附 則（平成16年3月26日本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日本部訓令第25号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日本部訓令第4号）

この訓令は、平成17年2月4日から施行する。

附 則（平成17年4月8日本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年4月8日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日本部訓令第40号）

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年4月25日から施行する。

附 則（平成20年3月21日本部訓令第9号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日本部訓令第15号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日本部訓令第14号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日本部訓令第17号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年5月27日本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月6日本部訓令第23号）

この訓令は、平成26年6月6日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第5号）

この訓令は、平成27年3月6日から施行する。

附 則（平成27年12月4日本部訓令第39号）

この訓令は、平成27年12月4日から施行する。

附 則（平成29年3月24日本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

附 則（平成31年4月1日本部訓令第23号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月2日本部訓令第24号）

この訓令は、令和2年10月2日から施行する。

附 則（令和3年3月26日本部訓令第15号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交通警察官詰所の名称及び位置

所轄警察署	名称	位置
天満警察署	桜橋交通警察官詰所	大阪市北区曾根崎新地一丁目4番12号（JR北新地駅構内）
福島警察署	上福島交通警察官詰所	大阪市福島区福島七丁目11番57号
東警察署	天満橋交通警察官詰所	大阪府中央区天満橋京町1番1号
南警察署	新橋交通警察官詰所	大阪府中央区南船場四丁目4番（長堀駐車場内）
	難波三丁目交通警察官詰所	大阪府中央区難波三丁目7番15号
大正警察署	大正駅前交通警察官詰所	大阪府大正区三軒家西一丁目2番3号
浪速警察署	日本橋四丁目交通警察官詰所	大阪府浪速区日本橋四丁目10番13号
	大国町交通警察官詰所	大阪府浪速区敷津東三丁目7番7号
	芦原橋交通警察官詰所	大阪府浪速区芦原一丁目4番6号
西淀川警察署	出来島交通警察官詰所	大阪府西淀川区出来島三丁目2番99号
淀川警察署	十三南交通警察官詰所	大阪府淀川区新北野一丁目1番24号
城東警察署	蒲生四丁目交通警察官詰所	大阪府城東区今福西三丁目1番34号
阿倍野警察署	西田辺交通警察官詰所	大阪府阿倍野区阪南町五丁目22番3号
住之江警察署	玉出交通警察官詰所	大阪府住之江区粉浜一丁目5番46号
平野警察署	平野宮町交通警察官詰所	大阪府平野区平野宮町一丁目9番33号
吹田警察署	広芝町交通警察官詰所	吹田市江の木町1番
堺警察署	一条通交通警察官詰所	堺市堺区一条通12番4号
高石警察署	臨海交通警察官詰所	高石市高砂一丁目4番地
貝塚警察署	西町交通警察官詰所	貝塚市西町13番12号
羽曳野警察署	白鳥交通警察官詰所	羽曳野市白鳥二丁目1番1号
守口警察署	大日交通警察官詰所	守口市大日東町100番地